

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件  
国側当事者・国  
平成31年4月16日認容・控訴

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	世良 正治
同	山口 圭一
同	菊地 翔太
同	伊藤 栄二
同	松谷 正太郎
同	大久保 剛
被告	株式会社Y
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	早崎 卓也

主 文

- 1 原告と被告との間において、別紙供託金目録記載の各供託金につき、いずれも原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告が、B（以下「B」という。）に対し租税債権を有しており、それに基づきBがC（以下「第三債務者1」という。）及びD（以下「第三債務者2」といい、第三債務者1と併せて「第三債務者ら」という。）に対して有する診療報酬債権及びその他一切の公費負担医療費の支払請求権（以下「診療報酬債権等」という。）の一部を差し押さえたところ、第三債務者らが当該診療報酬債権等の一部を債権者不確知を理由として供託したため、当該供託に係るBの各供託金還付請求権を差し押さえ、当該各供託金還付請求権の取立権を取得したとして、被告との間で、原告が当該各供託金還付請求権の取立権を有することの確認を求めている事案である。

- 2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実。なお、特記したものを除き、証拠番号には枝番号を含む。以下同じ。）

（1）原告の租税債権

原告は、別紙租税債権目録1から4まで記載の各年月日時点において、Bに対し、同目録1から4まで記載の各租税債権を有していた（甲2）

(2) Bの第三債務者らに対する診療報酬債権等

Bは、歯科医院を営む者であり、第三債務者らに対して、継続的に診療報酬債権等を有している（以下、Bの第三債務者1に対する診療報酬債権等を「本件債権1」と総称し、Bの第三債務者2に対する診療報酬債権等を「本件債権2」と総称し、本件債権1と本件債権2を併せて「本件各債権」という。）（乙1、争いない事実）。

なお、第三債務者1による診療報酬又はその他の公費負担医療費（以下「診療報酬等」という。）の支払は、診療内容等の審査を経た上で、診療した月の翌々月の原則21日までに医療機関の指定銀行口座に振り込まれることとされており、本件債権1についても同様である（甲3）。また、第三債務者2による診療報酬等の支払についても、診療内容等の審査を経た上で、診療翌月原則20日（又は診療翌々月の原則20日）に診療報酬等の支払がされることになっているところ、本件債権2については、診療翌々月に支払がされている（甲4）。

(3) 本件各債権に係る債権譲渡通知

Bは、平成27年4月1日付けで、第三債務者1に対し、本件債権1のうち、Bが第三債務者1に対して有する債権の一部を被告に譲渡した旨の通知書（以下「本件債権譲渡通知書1」という。）を送付し、当該通知は同月3日に第三債務者1に到達した（甲8）。

また、Bは、同月1日付けで、第三債務者2に対し、本件債権2のうち、Bが第三債務者2に対して有する債権の一部を被告に譲渡した旨の通知書（以下「本件債権譲渡通知書2」といい、本件債権譲渡通知書1と併せて「本件各債権譲渡通知書」という。）を送付し、当該通知は同月3日に第三債務者2に到達した（甲9）。

なお、本件各債権譲渡通知書に係る各債権譲渡（以下「本件各債権譲渡」という。）の有無及び範囲については、後述のとおり争いがある。

(4) 原告による本件各債権の差押え

原告は、平成28年9月27日、別紙租税債権目録1記載の滞納国税を徴収するため、本件債権1のうち、平成30年4月支払分以降の一切の診療報酬等の支払請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書を第三債務者1に送達した（甲5）。

また、原告は、同日、別紙租税債権目録1記載の滞納国税を徴収するため、本件債権2のうち、平成30年4月支払分以降の一切の診療報酬等の支払請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書を第三債務者2に送達した（甲6）。

(5) Bから第三債務者らへの通知

Bは、平成30年3月17日付けで、第三債務者らに対し通知書（以下「本件各通知書」という。）を送付し、本件各債権譲渡通知書において債権譲渡の対象としている債権には、平成30年4月支払分及び同年5月支払分の診療報酬債権等も含まれる旨それぞれ通知した（甲10、11）。

(6) 第三債務者らの供託

第三債務者1は、平成30年4月20日、さいたま地方法務局に対し、被供託者をB又は被告とし、供託の原因たる事実を「過失なくして真の債権者を確知することができないため」などとして、同月支払分の診療報酬として126万3657円を供託（別紙供託金

目録記載1。以下「本件供託金1」という。)し、さらに、同年5月22日には、同様に、同月支払分の診療報酬として128万2677円を供託(別紙供託金目録記載2。以下「本件供託金2」という。)した(甲12)。

第三債務者2は、平成30年4月20日、さいたま地方法務局に対し、被供託者をB又は被告とし、供託の原因たる事実を「過失なくして、真の債権者を確知することができないため」などとして、同月支払分の診療報酬として862万4552円を供託(別紙供託金目録記載3。以下「本件供託金3」という。)し、さらに、同年5月21日には、同様に、同月支払分の診療報酬として779万5971円を供託(別紙供託金目録記載4。以下「本件供託金4」という。)した(甲13)。

#### (7) 原告による供託金還付請求権の差押え

原告は、平成30年5月8日、別紙租税債権目録記載2の滞納国税を徴収するため、Bが有する本件供託金1及び本件供託金3の各還付金請求権を差し押え、同月10日、各差押えに係る債権差押通知書をさいたま地方法務局供託官に送達した(甲14、15)。

また、原告は、平成30年5月29日、別紙租税債権目録記載3の滞納国税を徴収するため、Bが有する本件供託金2及び本件供託金4の各還付金請求権を差し押え、同月30日、各差押えに係る債権差押通知書をさいたま地方法務局供託官に送達した(甲16、17)。

### 3 争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件各債権譲渡の有無及び範囲(争点1)
- (2) 本件各債権譲渡の対抗要件具備の有無(争点2)

### 4 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点1(本件各債権譲渡の有無及び範囲)について  
(被告の主張)

被告は、Bに対し、医院の開設・運営資金や個人的な用途のため、適宜必要な資金を貸し付けており、平成30年3月31日時点において、残債務額は元金で6500万円を超えていた。被告及びBは、その貸付金の返済方法につき、被告が診療報酬債権等を全額代理受領し、その上で、被告がBに対し必要な額を払い戻すことを合意した。Bは、当該合意に基づき、平成27年2月4日付けで、第三債務者らに対し、診療報酬等を被告名義の口座に送金する旨のしるしをとったが、その後、被告が弁護士の助言を受け、弁護士に依頼して本件各債権譲渡通知書を作成し、Bに送付した。Bは、その内容を了解して本件各債権譲渡通知書を第三債務者らに送付した。本件各債権譲渡に係る契約は、同年3月20日、Bと被告との間において口頭で締結されたものである。

債権譲渡通知書が、いかなる債権を、どの範囲で、誰に譲渡したのかは、通知書全体の記載内容から判断されるべきものであるところ、本件債権譲渡通知書1では、その本文というべき第2段落において、「私がCに対して有する後記債権につき、平成27年3月20日、同日から将来にわたって発生する債権を、後記譲受人に譲渡いたしましたので、ここにご通知申し上げます。」として譲渡する債権の種類及び期間を記載し、「(譲渡した債権)」及び「(譲受人)」において、譲渡する債権の種類及び譲受人をそれぞれ記載している。そして、譲渡する債権の期間については、上記のとおり、「平成27年3月20日、同日か

ら将来3年間にわたって発生する債権」と疑いの余地なく明記されている。このような文書の構造は、本件債権譲渡通知書2でも同様である。

また、「(譲渡した債権)」以下の記載、特に「平成27年4月支払分から平成30年3月支払分までの」との記載については、1頁目の本文に「発生」という文言が使用されていることに鑑みれば、「平成27年4月請求分から平成30年3月請求分まで」と解釈することが被告及びBの合理的意思に合致する。

したがって、本件各債権譲渡通知書の記載を素直に読めば、Bが被告に譲渡した債権の終期は平成30年3月20日までに発生した債権となるから、具体的には4月支払分債権及び5月支払分債権までがこれに含まれる。

原告の主張は、上記でいう債権の種類に関する記載文言に拘泥し、本件各債権譲渡通知書の本文というべき第2段落に記載されている文言を無視している点で失当である。

(原告の主張)

そもそも、本件各債権譲渡の事実自体を否認する。

仮に本件各債権譲渡がされていたとしても、本件各債権譲渡通知書によれば、譲渡された債権として、Bが第三債務者らから「受領すべき平成27年4月支払分から平成30年3月支払分まで」の診療報酬等と記載されている(甲8、9)。そして、第三債務者らからの診療報酬等の支払については、いずれも、月毎に、当該月の診療報酬等が翌月に支払われることになっているのであるから、本件各債権譲渡通知書に記載されたBが「受領すべき平成30年3月支払分」の診療報酬等とは、平成30年3月に支払われる診療報酬等を指すことが明らかである。このことは、正に診療報酬事務に従事している第三債務者らが、いずれも、「平成30年4月支払分」の診療報酬等として弁済期ないし支払期が同年4月のものが該当するとして供託しており、4月に支払われる本件各債権を「4月支払分」と表記していることから裏付けられる。

したがって、本件各債権譲渡は、「平成30年3月支払分まで」すなわち、平成30年3月に支払を受ける分までを対象としたものであり、それ以降に支払を受ける分である、本件各債権のうち同年4月支払分(以下「4月支払分債権」という。)及び同年5月支払分(以下「5月支払分債権」という。)が譲渡の対象とされていないことは明らかである。

(2) 争点2 (本件各債権譲渡の対抗要件具備の有無) について

(被告の主張)

上記(1)(被告の主張)のとおり、本件各債権譲渡通知書によれば、本件各債権譲渡の終期は平成30年3月20日請求分までと解釈することが被告及びBの合理的意思に合致するし、本件各債権譲渡通知書全体の記載順序及び記載内容からすれば、第三者がそのように解することは十分に可能である。

したがって、4月支払分債権及び5月支払分債権が本件各債権譲渡の対象に含まれていることは第三債務者らにも明らかであり、民法467条1項の対抗要件を具備していることもまた明らかである。

(原告の主張)

仮に本件各債権譲渡において4月支払分債権及び5月支払分債権が譲渡の範囲に含まれていたとしても、本件各債権譲渡通知書には、譲渡債権としてBが第三債務者らから「受領すべき平成27年4月支払分から平成30年3月支払分までの」診療報酬債権等である

ことが表示されているのであり、「平成30年3月支払分の診療報酬債権等」との記載は、「平成30年3月に支払われる診療報酬債権等」を指すことが明らかであり、第三債務者らにおいても同様の認識であるといえる。第三債務者らは、それぞれ、供託書において、Bからの本件各通知書の記載を見て、本件各債権譲渡通知書における「平成30年3月支払分まで」との譲渡期間の解釈に疑義が生じた旨記載しており、本件各通知書が届く前、すなわち、本件各債権譲渡通知書を受領した当初から、譲渡債権の終期は平成30年3月に支払われる診療報酬債権等であると認識していたものといえる。

したがって、本件各債権譲渡通知書においては、4月支払分債権及び5月支払分債権については債権譲渡の通知がされているものとは認められず、被告は、4月支払分債権及び5月支払分債権について対抗要件を具備しているとは認められない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

- (1) Bは、被告から、歯科医院の運営資金や個人的な用途のため、借り入れをしていた(乙5)。
- (2) Bは、平成27年1月5日、さいたま市保健所長に対し、「E」を名称とする診療所開設届をした(乙1)。
- (3) Bは、上記借入金の返済のため、被告代表者との間で、Bの診療報酬等を代理受領することを合意し、平成27年2月4日、第三債務者1に対し、診療報酬等の送金先を被告とする旨の届出をした。さらに、Bは、同月6日、第三債務者らに対し、診療報酬等の受領等につき、被告を代理人と定め、権限を委任する旨の委任状をそれぞれ提出した。(乙2から6まで)
- (4) 被告代表者は、平成27年3月頃、被告の代理人弁護士から、税務署が診療報酬等を差し押さえた場合には代理受領の方法では対抗できない、対抗するには確定日付ある債権譲渡通知書を第三債務者に送付する必要がある旨の助言を受けたため、当該弁護士に対し、債権譲渡通知書の作成を依頼し、当該弁護士は、本件各債権譲渡通知書の案を作成した。(乙6、弁論の全趣旨)
- (5) Bは、平成27年3月頃、被告の代理人弁護士から本件各債権譲渡通知書の案の送付を受けてこれを了承し、同年4月1日、本件各債権譲渡通知書を内容証明郵便で第三債務者らに送付した。(乙5、8、9)
- (6) 本件各債権譲渡通知書の記載内容

ア 本件債権譲渡通知書1には、以下の記述がある(甲8)。

「私がCに対して有する後記債権につき、平成27年3月20日、同日から、将来3年間にわたって発生する債権を、後記譲受人に譲渡いたしましたので、ここにご通知申し上げます。

(譲渡した債権)

私がCから受領すべき平成27年4月支払分から平成30年3月支払分までの一切の診療報酬等の支払請求権。」

イ 本件債権譲渡通知書2には、以下の記述がある(甲9)。

「私がDに対して有する後記債権につき、平成27年3月20日、同日から、将来3年間にわたって発生する債権を、後記譲受人に譲渡いたしましたので、ここにご通知申し

上げます。

(譲渡した債権)

私がDから受領すべき平成27年4月支払分から平成30年3月支払分までの国民健康保険法に基づく診療報酬、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく診療報酬、老人保健法に基づく診療報酬及びその他一切の公費負担医療費の支払請求権。」

## 2 争点1 (本件各債権譲渡の有無及び範囲) について

### (1) 本件各債権譲渡の有無について

上記認定事実のとおり、Bは、平成27年1月に歯科医院を開設した当初から、被告から金銭を借り入れており、その返済のため、当初はBの診療報酬等を代理受領しようとしていたこと、その後、被告代表者が、弁護士から助言を受けて債権譲渡通知書の作成を依頼し、同弁護士が本件各債権譲渡通知書の案を作成したこと、Bは、被告の代理人弁護士から本件各債権譲渡通知書の案の送付を受け、本件各債権譲渡通知書を発送したことが認められ、これらの事実経緯に照らせば、本件各債権譲渡の事実自体については、その範囲はともかくとして、存在したものと認められる。

### (2) 本件各債権譲渡の範囲について

上記認定事実のとおり、本件各債権譲渡通知書の記述は、いずれも、前段では「後記債権につき、平成27年3月20日、同日から、将来3年間にわたって発生する債権を、後記譲受人に譲渡いたしました」としているのに対し、後段では、「(譲渡した債権)」として、「私が(中略)受領すべき平成27年4月支払分から平成30年3月支払分までの」診療報酬債権等であると記述しており、それらの関係は一見して整合しているとはいえない。

もっとも、上記のとおり、後段部分では、「譲渡した債権」としては「平成27年4月支払分から平成30年3月支払分まで」と記載されており、少なくともこの部分は、文言上、平成27年4月に支払われる分から平成30年3月に支払われる分までと理解するのが自然である。また、前段部分についても、「平成27年3月20日(中略)から、将来3年間にわたって発生する債権」とは、同日から3年間にBが取得する債権と解釈することができる(なお、前記前提事実のとおり、本件各債権譲渡通知書は、いずれも平成27年4月1日に発送され、同月3日に第三債務者らに到達しており、この時点では、同年3月に支払われる分の診療報酬等については支払済みであったと考えられることや、後段部分との整合性を考慮すれば、同月20日までに支払済の診療報酬等については、債権譲渡の対象には含まれないものと理解するのが合理的である。)

これに対し、被告は、上記後段部分の「平成27年4月支払分から平成30年3月支払分まで」との記述は、「平成27年4月請求分から平成30年3月請求分まで」と解釈すべきであるから、Bが被告に譲渡した債権の終期は平成30年3月20日までに請求(発生)した債権であり、4月支払分債権及び5月支払分債権までがこれに含まれる旨主張する。しかしながら、「支払分」や「発生する」という文言を「請求分」や「請求する」と解釈するのは文理上明らかに無理があるといわざるを得ない。また、仮に被告の主張するとおり、本件各債権譲渡の範囲を平成27年4月請求分から平成30年3月請求分までと解釈するとすれば、それ以前に請求が行われた部分、すなわち、平成27年3月から同年5月までに支払が行われる診療報酬等については本件各債権譲渡の範囲に含まれないことになるが、そもそも税務署からの診療報酬等の差押えに対抗するために本件各債権譲渡行っ

たB及び被告が、そのような結果を求めていたとは考えにくい。

したがって、上記被告の主張は採用することができず、本件各債権譲渡の範囲は、平成27年4月に支払われる分から平成30年3月に支払われる分までであり、4月支払分債権及び5月支払分債権を含まないものと認めるのが相当である。

### 3 争点2（本件各債権譲渡の対抗要件具備の有無）について

上記2で認定説示したとおり、本件各債権譲渡通知書から読み取ることのできる債権譲渡の範囲は、いずれも、平成27年4月に支払われる分から平成30年3月に支払われる分までであるところ、このことは、本件各債権譲渡通知書を受領した第三債務者らにおいても同様であると考えられる。

したがって、4月支払分債権及び5月支払分債権が本件各債権譲渡の対象に含まれていることが第三債務者らに明らかであるとはいえず、被告が4月支払分債権及び5月支払分債権について民法467条1項の対抗要件を具備しているとはいえない。

### 4 結論

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第49部

裁判官 直江 泰輝

別紙 省略